



Title	北京図書館蔵『莆陽讞牘』簡紹：租田關係を中心に
Author(s)	濱島, 敦俊
Citation	北海道大學文學部紀要, 32(1), 67-107
Issue Date	1983-11-05
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/33479">http://hdl.handle.net/2115/33479</a>
Type	bulletin (article)
File Information	32(1)_PR67-107.pdf



[Instructions for use](#)

## 北京図書館蔵『莆陽讞牘』簡紹

—— 租佃關係を中心に ——

濱 島 敦 俊

【解説】筆者は先年、北京図書館に祁彪佳に関わる大量の未刊の文献が収蔵されていることを紹介した（濱島81）。これら祁彪佳文書には、奏稿や書簡等とならんで、少からず判牘が含まれている。その中で最も浩瀚なものが、二秩十四冊に上る『莆陽讞牘・勸語』（以下『讞牘』と略称する。善本書号一〇四四八。子部法家に分類されている）である。

祁彪佳は浙江・紹興府山陰縣の人で天啓二年の進士である。天啓三年、二十二才（数え年）で福建・興化府推官に任命され、四年（一六二四）二月、府治莆田県に着任した。以来、崇禎元年（一六二八）十一月の父承燦（進士）の死による帰郷服喪に至るまで、約五年弱、その任にあった。莆田に赴任する前に同地出身の婢を二人買い、方言を習得して任地に臨み、胥吏を懼伏させたという逸話が伝えられている（民国二十六年刊『祁忠敏公日記』所収「遺事」所引、朱彝尊「静志居詩話」。なおこの日記の原本は北京図書館に所蔵されているが、排印本に無い書き込み、訂正が数多くある）。本書はその興化府在任中の判決集である。「讞牘」という用語に示され、かつ推官というその地位から明らかな如

く、本書所収の判語も、既にある詞状・供状及び判を前提として、それに加えられた批であると考えられ、事実関係について分明ならざるところが多い。しかし大約千五百件前後に及ぶ事件には、民事事件そのもの、或いは民事の糾紛に端を発した刑事事件が少からず含まれている。既に述べたことではあるが（濱島81）、かの『清明集』の如き民事に関わる判決集を利用できない明代社会経済史研究者にとって、本書は至大の利用価値を有するものと思われる。その内容は興化府関係が多いことは当然であるが、そのみならず、ほとんど福建の全域に及んでいること、後掲の内容一覽に示すが如くである。

その民事紛争は、田土・家屋の売買・回贖、錢債の返還・利息・抵当、山野・水利・漁場の所有・利用・境界、族田・祭田の管理・使用・売買、等々あらゆる分野に及んでいるが、租佃関係についても、多くの詞訟を収めている。勿論、「讞」は再審という性格からして、単純な欠租それだけの案件は無く（それはほど完全に縣衙内の審理で結着が付けられていたであろう）、複雑な争点が入りこんでいる。ここでは、抄写して来た一三八件の中から、租佃関係に関わる五十件を選んで、広く江湖の用に供すべく、簡単な解説を各件に附し、かつ句読を施して紹介したいと思う。

本格的利用は後日の課題であるが、取り敢えずこれら租佃関係史料から、特に注目すべき点をいくつか挙げるとすれば、第一に、欠租の処理をめぐる公権力の対応がある。欠租の佃農はしばしば、杖刑を受けており、それはまた、欠租そのものが詞訟の主たる争点とはなっていない場合であっても、紛争・事件の発端を形成した者として刑を科されている例が見出される。おそらくは「不応爲而爲」律の適用かと思われる（乾隆朝刑科題本、命案類・土地債務項65函14号、乾隆一三年二月一日、刑部尚書阿克敦等の上奏。『乾隆題本租佃形態』上、一〇五〜六頁に収められている、擬律の条を明記した欠租処罰の案件参照）。州縣の聴訟で処理される民事事件では擬律が必ずしも行われないことは、

滋賀秀三氏によって述べられているとおりであり（滋賀81、八一頁）、『讞牘』の批語でも「不応爲而重」律の照管が明言されている訳ではない。たゞ、たとえ擬律を文言で明示せずとも、上級審の批判に耐え得るように、律・例との関連を充分に考慮しておくべきことはいわば心得として説かれており（滋賀81、八三頁）、欠租をめぐる県衙の擬律の誤りの叱責を祁彪佳も後年江南の巡按に任じた時に行っていたのである（濱島81、二一―二二頁）。なお擬律を精細に行わず、「不合」の二字で以て、「不応爲而爲」律を適用する「安易」な判断の明末における流行を呂坤は厳しく戒めている（『実政録』巻八、提刑事宜、聽訟の第七条）。

第二に、「主佃之分」という語句が二・三見え、そしてそれらは「何人が地主であるか」或いは「某人は佃戸であるか否か」という、事実関係の確定に関わるよりは、地主に対して若干の差等を設けられた佃戸の「分」（大胆に言えば身分）を示す語句として用いられているかに見えることである。非は契約に背いて更佃しようとした地主に全面的にあり、判決はそれを認めて佃戸の要求を認めつゝも同時に、地主を罵詈した佃戸に杖刑を課しているケース（後掲(4)）も、主佃之分という語句そのものは見えぬが、これに含まれるであろう。

第三に、「田根」をめぐる詞訟が、数多く見られることである。それが承佃に際して佃戸から地主に払われる一種の押租であって、売買（絶・活双方）・相続されることが確実に看取されるが、なかには既に「佃権」の域に達しているかを思わせるものもある。いわゆる「二田両主」制の研究に、これらの史料は何がしかの有効な材料を提供するであろう。

なお本史料は、中国社会科学院と日本学術振興会との間に結ばれた研究員の交換協定に基く、特定国派遣（長期）研究者として、一九八一年十一月以降九ヶ月、北京の近代史研究所に受入れて頂いた期間中の史料収集面における成果の一つである。種々の御高配を賜った中国社会科学院外事局・近代史研究所科研処・北京図書館善本部・同館哲学社会科学

北京図書館蔵『莆陽讞牘』簡紹

学参考室の諸先生に、心より謝意を表呈するものである。また後掲「内容一覽」の作成には、当時北京に留学中であった、北海道大学三木聰君の協力を得たことを記しておく。また、(1)(2)、(4) (3)、(3)の十三件は、北海道大学大学院での演習(通称「判牘ゼミ」)における共同討論の材料として使われたものである。論旨の責任が筆者にあることは言うまでもないが、菊池英夫教授始め諸氏の御教示に感謝するものである。

〔参考文献〕

- ・濱島…北京図書館蔵「按吳親審檄稿」簡紹、『北海道大学文学部紀要』三〇—一、一九八一年。(濱島81と表記する。)
- ・全…『明代江南農村社会の研究』東京大学出版会、一九八二年。(濱島82 a)
- ・全…試論明代東南諸省的抗・欠租与舖倉、『中国社会経済史研究』(廈門大学)一九八二年三期。(濱島82 b)
- ・全…明清時代中国の地方監獄—初步的考察—、『法制史研究』三三、一九八三年。
- ・仁井田陞…『中国法制史研究—土地法・取引法—』東京大学出版会、一九六〇年。
- ・滋賀秀三…清代訴訟制度における民事的法源の概括的検討、『東洋史研究』四〇—一、一九八一年。
- ・重田徳…清律における雇工と佃戸—主僕の分をめぐる一考察—、『中国史研究』(大阪市大)六、一九七一年。(『清代社会経済史研究』岩波書店、一九七五年)
- ・高橋芳郎…宋代佃戸の身分問題、『東洋史研究』三七—二、一九七八年。
- ・三木聰…清代前期福建の抗租と国家権力、『史学雑誌』九一—八、一九八二年。
- ・黄彰健…『明代律例彙編』中央研究院歴史語言研究所專刊七五、一九七九年。

〔『莆陽讞牘』内容一覽〕

本書には、題簽や表紙の記載は一切無く、十四冊の順序も全く定かでない。ここでは、恐らく最後に位置すると思わ

れる『蒲陽勸語』を第十四冊に置く外は、筆者が閲覽を開始した時点の、配列の順序に従って第一～第十三冊の順序を決めた。以下、一行目に筆者の決めた冊の順序を、二行目に、同冊の冒頭に見える判決の題名を記した。傍線は人名を示している（本文でも同様）。最後に「」の中に記したのは、同冊中の各官衙（おそらくは祁彪佳に再審を命じた官であろう）ごとの判牘の数である。本文において、タイトルの下に「」で示したのは、冊とそこでの順番を示す。たとえば、(1)の「132」は、第一冊の三十二番目であることを示している。——は人名、~~~~は地名を指している。

### 第一冊

分守道。一件、夫命事。杖罪張崇熙等。

〔分守道三一。分守道七。分巡道一。海道・巡海道四。提学道二。屯道・屯塩道五〕

### 第二冊

軍門朱。一件。勦害事。杖罪游元等。

〔軍門（巡撫）一。察院（巡按？）四。按察司九。布政司一。分守道、帶管分守道九。分巡道一。提学道一。屯塩道一。兵備道二。本府六二〕

### 第三冊

一起、徒犯毆命事。依同謀共毆人、因而致死、以致命傷爲重、下手者律、絞、秋後處決。已奉決單。重犯、壹名、

許天生。

〔關係官衙の記載無きもの八一。本府四。提学道二。縣詞一。本館一。査盤招一一〕

第四冊

本府。一起、不法奪婚事。答罪陳朝榮。

〔本府七〇。本縣一五〕

第五冊

察院。一件、殺命事。杖罪陸重六等。

〔察院二。軍門三。按察司・提学道一。按察司一。分守道四。糧餉道一。本府一六。本府と推定されるもの八九。分守道と推定されるもの二五〕

第六冊

本府。一件、疊婚事。免罪傅天爵。

〔本府七四。本館一〕

第七冊

一起、盜賣滅煙事。劉壽哥告劉愛霖等。

〔縣詞、本縣、本縣審語、本縣詞四二。府詞一。分守道詞一。正堂審語一。記載無きもの二八〕

第八冊

兩院。一件、謀害事。杖罪洪元度。

〔兩院、軍門・察院、按・院五。軍門一一。察院二三。院・道四。布政司一。按察司一二。司・道二。按察司・分守道二。按察司・分守道一〕

第九冊

泉州府。一起、生擒海洋僭號劇賊、奪回被虜、獲收全功事。斬罪林明。

〔泉州府二六。南安縣二三。晉江縣二六。安溪縣七。永春縣二〕

第十冊

閩縣。一起、刼殺事。

〔〔福州府〕閩縣四三。長樂縣一六〕

第十一冊

運塩司。一起、清查庫贓、以釐奸弊事。依監守自盜庫錢律、斬。照例作真犯、死罪監候、奏請定奪。犯人、壹名、



林廷璧。

〔運塩司五二。(福州府) 候官縣二九。古田縣八。連江縣九。羅源縣四。永福縣八。福清縣四〇〕

第十二冊

漳州府。一起、海洋劫殺事。斬罪。他人陳弟等。

〔漳州府五五。寧洋縣三。詔安縣一七。漳浦縣三七。長泰縣一八。海澄縣二九〕

第十三冊

延平府監。一起、謀命事。依謀殺人者律、斬罪。轉詳未示。犯人、壹名姜威。

〔延平府監一〇。清軍館二。南平縣監六。順昌縣監九。將樂縣監九。沙縣監三。尤溪縣監五。永安縣監四。大田縣監五。郡武縣監一〇。光澤縣監二。泰寧縣監一。建寧縣監三。福寧州二三。寧德縣一六〕

第十四冊

『莆陽勘語』第一冊、本館。

〔本館八八。本府二八四〕

(1) 分巡道 一件、急救孤孀事 杖罪陳在仁〔一三二〕

審得。生員吳邦良・邦衡以田兌游藩哥父邦良等、得價五十兩。及其父故、佃戶陳在仁等、輒負其租、又奚怪藩哥之與詞也。今邦良既賣田償價、邦衡亦寫屋抵還、可勿問矣。第絆絲租起、而在仁之所負獨多。應杖之、以懲久違者。

新地主游藩哥と旧地主吳氏兄弟との間の兌典売した田土をめぐる詞訟であるが、佃戶陳在仁の欠租に吳氏が何らかの関わりを有していたのであろう。欠租そのものは詞訟の対象となっていないと考えられるが、陳在仁は紛糾の原因を造った者として杖刑を受けている。細い検討は後日の別稿に譲るが、恐らくは「不応爲而爲律」が適用されたと考えられる。

(2) 分巡道 一件、勢劫事 杖罪徐順 [138]

審得、周維屏向買莊宗旺作字號田九畝九分、坐南關坳上下落。時有劉子龍墾田六畝六厘、給帖陞糧、係維字號、坐東中林落。維屏以其墾荒、或有溢額、遂起影占之謀、欲冒認子龍田爲己業。時經歷案斷明、隔號隔溪、風馬牛不相及也。後子龍賣之徐冲寰、即徐順管業、已維數年、而維屏復有此告、何爲乎。蓋亦與子龍爭許之故智、而遷怒於徐耳。據維屏稱割禾、爲李國報證。乃國、固徐順佃也。是徐自收其佃戶之禾、於周何預、且周之佃人係范宜瑞・鄭從二等、無所謂林峯也。無情之詞、不待辨而明矣。徐順以周告批泉州府、恐隔境拘提、故亦有割稻之控。是蓋藉以爲應兵耳、未有是事也。總之、維屏肆貪囂訟、葛藤不休。歷案若山、而聚訟如故。合令仙遊縣、親至田所、將徐順田六畝餘・維屏田九畝餘、明立的確界石、以杜爭端。維屏無端起釁、徐順借詞抵敵、各杖之。徐碗綸・吳伸等、審係無干、各免料(科?)。

争点は東中林に坐落し、維字号に所在・登録されている劉子龍名義(現在の所有者は徐順)の土地の所有権にあ

り、租佃關係に直接に関わるものではない。たゞ被告徐氏の佃戸が原告周維屏の証人となつてゐること、また所有權そのものの訴えと並んで、割禾で以て収租權の侵害を訴へてゐることに注目したい（濱島81注19、及び濱島82 a 第十章注25参照。欠租に適用すべき律・例の条項の欠如という情況下で、告訴・或いは判決がこの搶奪を適用してゐることがしばしば推定される）。なお、徐冲寰は、次の(2)に見える余冲寰と同一人物の可能性が強い。とすれば、或いは徐順の紀綱であつたかも知れない。

(2) 本府 一件、詐嚇勢騙事 杖罪 余冲寰 [VI 13]

審得。余冲寰假宦幹也。有租穀頓於黃什四家、已經挑回。而詐稱失盜、欲行騙詐、黃開六所以不甘、來控也。面質懇息、是開六之畏勢・冲寰之懼法、顯然矣。冲寰姑免責、治薄杖示警。

(3) 察院周 一件、萬冤事 杖罪 林士述 [II 8]

審得。林士述專以估債放利、積深衆怒。既蒙憲訪、萬口稱快、亟欲鳴鼓致討、而黃士掄其一也。士掄於四十一年、先後三契、以租十九石五斗、借士述銀五十兩、據稱銀色濫惡、內又扣去抵利五兩。此固豪惡之故態、而士掄亦非蠢々書生也。租穀之低昂時異、而歲不同、今約計之、共可抵銀一百三兩矣。利已過本、而莆例典質之利不入本、則本猶在耳。五十兩內除抵利之五兩外、尚應還四十五兩、士掄亦已允服矣。至於所典之租、應勒令士述、退出還士掄、杜再起之利。士述過惡多端、前已擬徒、即此一事亦應擬杖。雖云罪無重科、而懲警奸徒、亦是罰當其法耳。

林士述に關しては、この他にも多くの民事事件が収められている。黃士掄は林士述に収租權を質入れている。利息の代りに収益がそれに当てられ、その額がいくらに達しても元本の返済には充當されないが、返済は債務元本のみでよい、という通常の慣行とされるもの（仁井田60、六〇六―七頁）がここでも確認される。たゞ、それが「莆例」、つまり莆田の慣習として語られ、それに準拠することが述べられているのは、注目に値する（地方の慣習を根拠として判決に引く問題については、滋賀81、九五頁参照）。

(4) 按察使 一件、叛殺事 杖罪載三〔II 15〕

審得。載三佃種陳生員鼎田一十八畝。向議十年一更佃、原約犁然在也。至五年時、方及六載、而陳生輒利更佃有夫價襍費、迫令換約、不直在陳生矣。然爲三者、拋約拒之、可也。乃肆行辱詈、致陳生鼎、情有不堪、歸搶租之詞以求勝、控告屯道。在五年十二月也。田屬仙土、三屬仙人、欲就讞於泉糧館、遂於六年三月、控告按察使、牽及捕役李成・王榮矣。以田細事、而互詞相訐、致此關彼提、迄一載而案未結、迨泉糧併於卑館、一再訊之。殊非莫解之仇・莫決之疑也。夫起釁雖繇陳生鼎、而佃人抗田主、致形於辱詈、豈可爲訓。杖懲不枉。陳生意在爭尺寸之利、乃利未得、害隨之。冀々青衿、被計年餘、亦已苦矣。姑免究。田仍着三照舊佈種、至滿十年、交換如約。若李成等索賄之情、不能盡無而干証翁宗祥・李和力証其誣、難以懸坐。況提及掛年。而三卒不赴泉、亦非蠢々鄉民、俯首受騙者。李成・王榮、姑并免究。

地主陳鼎は十年という期限の半にして、「夫價・雜費」（押租に類するか）の入をあてに、更佃しようとして、佃戸

載三の抵抗に遭った。詞訟の主たる争点―租佃の権利―は租佃契の故に佃戸載三に認められ、非が地主にあることが認定された。と同時に、たとえ発端が地主の非違にあるうとも、『個人が田主に抗い、辱罵に形(あらわ)す』を致したことが、『杖懲』の理由とされている。言うまでも無く、律・例にかゝる条項は見出されない。おそらくは不応爲律の適用かと想像されるが、地主と佃戸との間に、地方の判決では一種の身分上の差異が、事実上設けられていたことが看取されるであろう。

(5) 按察司 一起、雷頼事 杖罰余邦經〔Ⅱ21〕

審得。余邦經因林江負其糞銀六兩、江償四兩、尚負其二。江他出無償、江妻鄭氏立契、以五歲女雲仔與余爲婢、以抵二兩之數。邦經之營子母課也、於此有市心焉。然其意亦欲此女之生、以償逋、必不欲此女之死以失利。況五歲之女、何可遷怒而必死之也。適今秋孟女傷於痢、研審並無他故、而林江以殺女告縣、蓋繇痛女心切、不自覺其詞之過激耳。情在可原。第債折人女律有明條、邦經難免一杖。

凶頼が行われている。その原因は佃戸林江が地主余邦經に対して「糞銀」(押租?)を負うたことにあった。

(6) 按察使 一起、吏嚇事 杖罪洪憲功〔Ⅱ22〕

審得。連廷功用價一百五十七兩、買薛懷玉田二十五畝、已收戸輸糧、中與契、俱稔然在也。第内有所欠田根三十三畝(兩?)、例應廷寶還十兩、尚欠五兩、合行追求。其餘二十三兩、皆舊佃戸洪憲功所當償懷玉者。但念憲功係舊田主、

其實產於懷玉時、懷玉不無俸估及零找。姑減十兩、止着憲功名下、追二十三兩、給懷玉用了夙負。蓋此田、原賣自憲功、而懷玉又轉之廷寶者。止因憲功之田根未償、至有此訟。乃憲功因訟、而遂欲越二主而贖回。將汀州人之廷寶田去差存、其受累不無窮乎。憲功爭釁、而又怙訟。法應杖警。

冒頭の連廷功は連廷宝の誤りであらう。所有権は洪憲功↓薛懷玉↓連廷宝と移った。洪氏は佃戸となったが、「田根」を欠いたまま更佃した（された？）と思われる。田根は佃戸が承佃の際に払う押租であることが推定されるが、それをめぐる権利・債務の具体的關係が判然としない。俸估も意味が不明であるが、估低（過小評価）、或いは估値（評価）であらうか（第二冊一九号「一件勢豪估害事」は林士述に関する事件であるが、估俸の語が見え、估低と解釈すべきかに思われる）。

(7) 本府 一起、覆減事

審得。鄭五洋民之刁者也。佃盧生員之田十三畝、歷年欠租、且把持衆佃。經防館判退田、便宜領回田根退田矣。乃盧生員、自僱人翻犁、輒奪其具、毆其人。無法甚矣。立刻着五退出、許盧生另召佃人。若五所稱田根二十兩、未必如此之多、而例亦有者。此聽接佃之人、自與授受、與盧生無涉也。鄭五杖決、載四幫誣告之。

田根が押租であること、更佃の際に地主を介さず新旧の佃戸の間で直接に授受される場合もあることが確認される。鄭五洋が杖刑を何の科で受けたのか明記されていないが、「歷年欠租」が罪に問われたとも考えられる。

(8) 本府 一件獻、嚇事 林九等〔II 42〕

審得。陳懋節以田二十一、畝賣郭懋源、得正價八十四兩九錢、係九色銀。再貼價四十兩、係紋銀。又陸續縣告索找、共二十五兩、亦係九色銀、後懋節貪狡、將內田抽出八畝、賣得彭宦銀六十兩、歷年償虛租。今懋節死、而重賣之計露矣。彭宦出銀一百五十兩、銀色如原契。又益原契出所之出(銀?)六十兩、共二百餘兩、可謂得業者虧矣。合令陳氏照契領銀、原契繳彭宦收執、田爲彭業、訟端可杜矣。此一事也、罪在懋節之疊賣、而科(林?)九與益鶴等、俱可原、姑各免罪。

陳懋節による田土の重賣が訴訟の発端であろう。郷紳彭氏は、陳氏に払った八畝分六十兩の他に、一百五十兩を出して郭氏から全体を買取った。陳氏の六十兩は重賣して得たものであるから、本来なら彭氏に返還されるべきものであるが、*「訟端を杜す」*ためもあって、そのまま陳氏のものとしてされたらしい(このように「富者に或る程度の寛大さを求めようとする」傾向については、滋賀81・九二頁参照)。虚租は江南デルタでは分成租であるが(乾隆『烏青鎮志』2農桑)、福建では、後掲(4)、(9)に明らかに示されているように、実態として佃種していない、乃至は租佃関係が無いのに、偽って払う佃租を稱するようである。

(9) 察院 一件、抄劫殺命事 杖罪蔡斌〔II 49〕

審得。林一榻於四十二年、買董振父董調茲田三畝。至四十八年、一榻轉賣之林宦、始終皆振之義男陳魁明佃也。林宦告魁明欠租、因及董振府告、批照磨所、差蔡斌行拘至振家。而振匿於他處、斌索其家一石屏值錢五十文、此張煜所確

証者。振遂冒菁籍興詞、而因欲攘十餘載已賣之產、獨不思調茲之手契・一槲之納糧、在在可考乎。衙役而果害平民、法所不貸。惟是研審、賦實無大索詐。一屏賊未滿貫、應杖之、賊給主。

係争田土の所有權は董氏（調茲・振）↓林一槲↓郷紳林氏と移ったが、佃戸は一貫して陳魁明であり、かつ陳氏は依然として董氏の奴僕（義男）であった。魁明の欠租が詞訟の発端であるが、告訴の對象は董氏にまで及んでいること、董氏の對抗する訴えが所有權の主張であることから想像すれば、本来の所有者は陳氏であったが、かつて投獻（土地の）と投靠（人身の）とによって董氏と陳氏の主僕・租佃關係が成立していたのかも知れない。「義男」と言いながら姓を異にしているのもそれを思わせる。本籍地での告訴が必ずしも厳しい原則となっていないかに見える明末において、何故に冒籍が為されているのか、その点が如何に処分されたか、判明しない。おそらくは、他州県民の関わる詞訟で、原告・被告はじめ關係者の拘束が一般に行われたことが、冒籍告訴の理由かと思われる（濱島83参照）。

(10) 本府 一起、横奪惨害事〔II 69〕

審得。吳田與周田連毗、中隔一溪。溪從兩派來至田、立之石瓣而總涯（漚？）焉。以一分灌周田、以二分灌吳田、從無争端。今周佃鄭茂翰、將石瓣毀壞、水多漚之周田、以致吳生一杰等告館、合着周夢熊同吳生、共修石瓣、照前遵守、還一分之水給周田、庶争端可永杜矣。免（免？）供。

\* IV-2 に「本府。一件横奪惨害事。免供鄭茂翰等。」として全く同文が収録されている。



周氏の佃戸が壊した、水の配分用の石弁を、周氏のみならず吳氏も負担して修理させた。争端を「永えに杜す」ための、一種の和解であろう。「免供」は「免究」と同義かとも思われる。あるいは詞訟に伴う用紙を買うことを免ぜられる「免紙」(『莆陽讞牘』中に少なからず見出される)のことであろうか。「館」とは「卑館」と稱されている例もあり、府の官(佐貳・属官)のことであろう。

(11) 本府 一起、急救寡命事〔II 84〕

審得。陳氏有子嚴伯泰・伯纘。伯纘不肖、聽佃人鄭宗九・鄭陽一哄誘、將田一畝六分、典柯玄城銀五兩。夫寡婦之業、況有兄在前、伯纘何敢擅賣。宗九・陽一爲之佃、而利其中錢、唆不肖之子鬻產、各應杖懲。伯纘并杖。張朝昂哄誘無証、姑免罪、原典銀五兩、於伯纘名下、追給玄城。

兄をさしおいて母の土地を売った伯纘が杖懲されたのは、「卑幼私擅用財」律に従ったかと考えられるが、黃彰健 79 を見ても同条の例に教唆の処罰規定は無い。鄭宗九・鄭陽一は「哄誘」の故よりは、むしろ佃戸なるが故に刑を受けた可能性がある。

(12) 本府 一件、神奸籠騙事 杖罪林茂十〔II 86〕

審得。林茂十・林其二輩棍徒、如鬼如蜮、以假田假佃、騙糶鄉宦銀三十兩。初猶影點虛租、及年餘而伎倆畢露。查其田、太虛也。查其佃、無是公也。林其二智胆愈肆、又以假契思更騙銀兩、糶宦覺察告官、而茂十止陸續還銀十兩一

錢八分、尚缺銀二十兩四分。清臣薄質、寧堪此詐僞乎。此輩奸棍、中甚多因（聞？）不足食一杖、耶（聊？）以示敬、蓋亦法無可加耳。茂十倉追、俟有銀釋放。張世守少租四石、并追給。

所有者・佃戸と自らを詐稱して架空の田を売り付けた二人の棍徒を処罰すべき条項が無いかに見える。蓋し、他人の田地の盜賣は律に規定されているが、架空だからであろうか。この杖刑は不応爲律に従ったのであろう。なお林茂十に銀を弁済させ返戻させるために、茂十が「倉追」されていることが注目される（倉については濱島82 a 五五九、六九頁、及び濱島82 b・83 a 参照）。張世守の欠租は同時に郷紳龔氏の起した訴えによるのであろうが、欠租の「追給」に際しても、倉に入れられた可能性がある。

(13) 本府 一起〔II 90〕

審得。兪生以銀三十兩典寺田、而佃戸吳貴三・周于祿等、連二年之租、且辱及田主。蓄之佃人最刁、而寺佃尤放肆者。乃藉口完糧、則蓄有無租之糧乎。今寺僧以一十八兩贖回、而兪生甘讓價十二兩。是因佃人之逋、反使僧人得利矣。于祿・貴三杖之、餘姑不究。

蒲田所在のある寺院が寺田を生員兪某に典売した。その佃租は当然に兪氏に収められるべきであるが、佃戸達は納税していることを理由に、納租を拒否した。単純な租佃関係ではなく、佃戸にも権利を主張すべき由来があったかに思われる（投献？）。注目すべきは、欠租の故に佃戸が杖刑に処されていることである。おそらくは不応爲律の適

用であらう。

(14) (蕭田縣監) 一起、急救庠命事〔Ⅲ28〕 依同謀共毆人、因而致死、以致命傷爲重、下手者律、絞、秋後處決、會審轉類、京詳未示。重犯、壹名、林秀三。

前件、看得。林秀三之父林祥一、貸銀於吳萬一。萬一以之佃蔡伯五田、而旋以負租退田。萬一之逋、止宜向萬一索之、於伯五何尤、而願欲強犁其田也。秀三父子兄弟、執棍咆哮、致蔡氏佃土(戸?)奔散、亦可已矣。於蔡瓚何尤。而擲頭一遇、遂爾拳棍蜂起、必擊之陸、而溺之水也。獨溺也乎哉。其死也、夫秀三一門濟惡、焉得溺之、而焉得死之。嗟乎、半世青衿、一丘白骨、寃命非秀三命之抵、將庸何歸。總之、始而毆、繼而溺、俱爲畢命之寃。况毆在前、溺在後、益証受傷之毒、推擁下水、原下免故殺之條。心脇諸傷、幸而引闖毆之律。秀三阻耕、初念雖同乃父、而腰眼一揮、酷過阿兄。一絞允宜。

地主である生員蔡瓚(伯五との関係不明)が殺害された人命案件である(犯人林秀三は「重犯」であるから、「監」に立って秋審を俟っている)。発端は、林氏から銀を借りて、その銀を押租(田根か)に充てて蔡氏の田を租佃した吳萬一が、欠租の故に退田させられたことであつた。吳氏は林氏に銀を返済することも出来なかつたであらうから、林氏は租佃の権利を引き継ぐことでその替りとしようとしたのであらう。

(15) 本府 一件、致騙事 鄭卿告黃篤軒等〔Ⅲ80〕

審得。鄭卿以銀六十兩、買陳榮奇田十一石、黃篤軒爲中。本田佃戶蘇伯余、止措認租七石、卿以田租失額、致有此告。今雖已查明、認還原數、而篤軒作中糊塗、罪亦何辭。篤軒杖徽。

地主が代った際に、従前から引き続き佃種していた佃戸との間に租佃条件（租石数）で食い違いが生じた。中人たる黃篤軒が刑を受けていることから推せば、「原数」は七石であったが、黃篤軒があいまいにしたらしい。地主が代っても旧来の租佃契が生きていることが確認される。

(16) 提学道 一件、勢捲事 宋日旦告林清輔等〔Ⅲ88〕

審得。朋友有通財之誼、債務無控憲之理。貢生宋日旦、向以銀借林清輔、稱償未足。誰曰無之、乃亦非久連生奸者也。而宋生此告、并及其子生員士儒、倘亦忘戒得之訓耶。逮拘審、而夙連既清、駢辭告息、是亦不可以已乎。在家（宋？）生迫於北上、在清輔所負盡償。俱各免究。而從中取其利、挑其鬻者、原中與佃戸也。初則取償、而原中不爲調停。繼則質田、而佃戸不爲清楚。中人陳六池・佃戸黃壽一、各杖之。

生員宋氏の林氏父子（子は生員である）に対する債権の取立ての詞訟であった。林氏は所有する田土を宋氏に「質」、つまり典売して償った。その後には佃戸黃氏の欠租があったのであろう。本来の詞訟には含まれていないが、欠租の故に佃戸が杖刑に処されている。双方に生員があるため、提学道が扱ったのであろうか？

(17) 本府 一起、急救勢騙事 罰穀黃樂川。狀令君重抱。告許應鍾等事〔V 7〕

審得。生員許應鍾告林崇文、以佃僕而盜主之租、與黃樂川・鄭十六等賭博。致樂川告之本府。今問之于〔證〕黃光一、稱未親見。而崇文之父三州又稱、文在外參年、並未爲人奴。而樂川又辨之甚力。大抵賭博未眞、許生員或從他覈起耳。光一又以他事告樂川於守道、則此賭博之詞、亦係光一所爲、明矣。光一杖之。但樂川必有起覈之端、姑罰穀二石備賑。鄭十六等、照提另結。

\* V—70 がほとんど同文である。右の「」はそれによって補った。

生員許應鍾は、佃戸林崇文を(a)奴僕であり、(b)欠租してそれで以て賭博を行った、と訴えた。(a)はその事実無しと認定された。(b)も事実無根であり、直接には訴え難い別の糾紛(欠租?)を解決すべく、許應鍾が訴えたものとされた。それは、黄樂川と別に争訟していた黄光一の誣告によつていた(その杖刑は反坐であろう)。罰穀は賑恤米の重要な來源であつたらしい(たとえば、呂坤『實政録』二、民務二、積貯倉庾など参照)。

(18) 本府 一起、強占事 笞罪蔡欽胤〔V 12〕

審得。方生員鍾岳祖、契賣(買?)蔡欽胤父園十二畝。方生又轉賣之許溢、得價四十八畝(兩?)、業已爲許有矣。當方管此園時、原佃與林伯鎮。後伯鎮欠租二十石、欽胤仍愿佃此園、因代伯鎮完租、即作償伯鎮之佃根、而佃屬之欽胤矣。今許溢管此園、欽胤欠租一十二石、取其逋租、因欲欽胤退佃、故有此告。欽胤已出有佃根、况係原賣主。園應與胤佃、逋租如數追還。欽胤以逋起覈、薄笞之。

(18) 覆審得。蔡欽胤之園、轉賣之至許溢。當蔡賣方生時、四至分明、契內並無有墳墓之說。及方之賣許也、契亦如是。若云葬於賣方之後、則欽胤亦是盜葬、方生必不肯嚙々至今日矣。即前許溢告胤踞佃時、胤並無一語及己之有墓、又可也。經本館斷還逋租、乃始憑空誣捏。世有刁訟如此者哉。若仍與之佃、訟端無窮。着胤退佃、許溢另招佃人、補還溢之佃根。逋租、仍如前斷退還。胤杖之、以爲刁訟者戒。鄭加遇等、幫誣唆證、本應重究、以餘人故、免科。

\* (18)はV—80に「一件、強占事」、(18)はV—81に「一件、掘塚滅寄事」として、同文が収録されている。

佃戸蔡欽胤による園地の欠租に関する詞訟である。地主は蔡氏↓方氏↓許氏と代ったが、この間佃戸は、蔡氏自種↓林伯鎮↓蔡欽胤と変った。林伯鎮の退田は方氏の管業の頃であるが、欠租によるもので、蔡欽胤がその逋租を肩代りするとともに、承佃に際して地主方氏に払うべき押租(佃根||田根)は、肩代り分で以て、林伯鎮の納入したものを引き継ぐこととなった。許氏の管業に際して蔡欽胤の逋租が十二石あり、許氏は蔡氏を(一)逋租の完済、(二)退佃の二つを内容とする訴えを起こした。初審では(一)は認められた(おそらくは追還のため倉に収禁されたであろう)が、(二)は佃根の存在、ならびにかつての所有者であることの二点に依って退佃が認められず、蔡氏の耕作権が認められた。しかし、欠租の科で笞刑を受けている。しかし再審(蔡氏が園地内に墳墓を有することを理由にその権利を主張した)においては、全面的に蔡氏の権利が否定された。すなわち、耕作は認められず、佃根は地主許氏が蔡欽胤に返還し、新佃戸が承佃の際に地主許氏に払う。逋租は初審の如く蔡氏に納入が課され、あまつさえ「刁訟」の科で杖刑を課されたのである。鄭加遇はおそらく訟師であろう。

(19) 本府 一件詐嚇騙殺事 杖罪陳國賢〔V45〕

審得。陳國賢批佃范章一山一所、每歲納租一錢伍分。國賢近欠其租、致章一論取、成仇國賢、乃盜獻之朱宦。無風起波。時有官幹二人、乘二轎、至章一家、索其財物、兼嚇辱之。無天無法、至極矣。國賢逋人之租、復盜獻人之山、罪不可以擢數。本應追賠、勒去之銀、姑念非本犯所得、免追。杖做。山租斷還一年。

山租の欠租で、追還を命ぜられるのに加えて、非法な投獻もあつて杖刑を受けている。

(20) 本府 一件、估騙慘害事 罰穀吳景盤〔V46〕

審得。吳景盤、將田・地各一段、契賣詹廷用。廷用已稅契取戸矣。景盤欲仍歸己佃、而縣判令廷用別召。景盤所以來告也。念係原業主、此田地仍與景盤佃種、照例就田均分租利。景盤乃復逋欠、許鳴官量究。景盤刁詞彌天駕謊、罰穀二石、示做。

所有の田・畑を絶売した吳景盤は、佃戸として耕作を継続することを希望していた。新所有者詹廷用は、契税も納め、過割も済ました後に、別人を召佃しようとした。吳景盤の訴えは、縣(耑田? 仙游?) 衙の初審で斥けられた。府に控訴して、原の業主であることが考慮され、その分成租佃が認められた。絶賣の後でも耕作については原業主という由來が考慮され得ることが示されている。(19参照) ここにおける照例とは、おそらく慣習であろう。欠租があつた時には「鳴官」に告訴すると「量究」に刑罰を加えることが明言されているのも注目に値する。

(21) 本府 一件、號天救命事 答罪林度〔IV 58〕

審得。陳生一魁、用銀四兩、典林亦川及川侄憲賦園一所。憲賦用銀二兩、贖回一半矣。其未贖一半、係亦川子憲度所佃。憲度稱、止有憲賦倒契、亦無父親契、又無己佃批。故乘而逋其麥租。不知、當時四兩共一契。原契因憲賦贖時繳還、故止憲賦一契。今憲賦已認矣。原業主還租、又何必佃批也。但生員追索四十四年以後之逋、又擅呈之於平海經歴、致度之不堪也。元年以前之逋免追、六年之租、聽本生催收。惟元年至五年租利、量判還銀一兩。仍答度、以爲欺逋者戒。生員擅呈下衛、姑量罰穀二石。

林憲度は麦租を永年逋欠しているが、それは父と從兄が典売した園<sup>II</sup>畑地を、從兄がその半を贖回したことを口実としていた。直接の根拠は、(一) 典契は從兄憲賦のものしか無い(父の契は無い<sup>II</sup>自分の耕作地は典売されてない)、(二) 陳氏との佃批(租佃契)も無い、の二点である。認定されたのは、(一) かつて一契で典売されたが、憲賦の半分の贖回の際に契も戻されたこと、(二) 原業主が(典売で) 租佃関係に入る時租佃契を態々入れることは慣行として無い、というものであり、欠租の事実、納租の義務(但し若干の免除が行われた)が確認された。なお係争の畑は屯田であったのか、欠租の告追が平海衛(興化府所在) 経歴に対して為されているが、「下衛」に呈したことで穀二石の罰を受けている。林憲度は欺・逋の故に、答刑を受けている。「倒契」の意味は確定できないが、『土地用語辞典』(一九三九年)では「売契」とほとんど同義としている。



(22) 本府 一件、不法曠民事 免罪曾士芬等〔VI 61〕

審得。曾士芬・余刪奇俱佃陳允積之山。因允積批佃不明、致兩造相爭。因燒山種菁、致兩造俱以焚劫爲詞。彼此互有讎端。各罰穀三石。起其隙者、陳允積、姑以告息免究。

山地を租田し、焼畑で野菜（大根？）を栽培している佃戸二人の、争いである。おそらくは境界の不明であろう。

(23) 本府 一件、屠占慘害事 杖罪林廷相〔IV 64〕

審得。林鄉宦有田・山一所、原係林廷簡所佃。廷簡因逋租逃去、兄廷相接佃、乃歷年租、計二十金。田主令僕林登告之前府、廷相愿退佃。其田根十八兩、作逋租、尚欠二兩退還。已回之廷簡管佃、廷簡已還十八兩之租矣。因具詞告息。而廷相乃將山上之竹、砍賣陳漢臣、而田房六間仍占踞、不容佃人居住。蓋佃之最頑而無恥者。山・竹量斷賠償一兩、田房着搬出、聽別佃人居住。廷相杖之、以爲頑佃之戒。陳漢臣買竹、原不知情。免究。

田根が逋租と相殺されている。逋欠で逃亡した佃戸が、もどって来て旧租を払い、再び承佃している。

(24) 本府 一件、劫殺事 杖罪黃廷邦〔IV 66〕

審得。黃生有田一區、原佃之許晏之父、及游文燦等。晏父死、黃廷邦遂踞晏之佃業、以晏出佃之名、而廷邦居佃之實。

及取租、則又諉之於許、而田利則又歸於邦。天下有如此頑佃乎。着差役押廷邦、同田主尋一的當、佃人退佃領批、庶廷邦不敢隱占。若再恃頑、定治以三尺。所逋之租、今見在田之禾、聽黃收割。或量將一分給佃人、以資日食。收割之外、如仍有逋、聽黃自取明。游文燦亦係佃人而逋租者、并聽黃自取明。廷邦杖之。文燦答之。

\* 同文がV-72に「本府、一件、規殺事。生員黃士廷告黃士燦等」として入っている。

生員黃氏の田が、許・游兩氏によって佃作されていたが、地主黃氏の承諾を得ることなく、名義は許氏のままで実は黃廷邦が租佃していた。佃租の取立てに対して、黃廷邦は許氏の義務と主張した。地主の訴えにより、黃廷邦は拘禁・審判され、名義人許氏は退佃させられ、租佃契は返された。游文燦も逋租の故に笞刑を受けている。

(2) 本府 一件、豪奪水利事 免罪黃文選事〔V72〕

審得。黃文選佃洪田一區、內載池一口灌田、水有餘、則宜波及林生克忠田。今年亢旱、而文選阻其桔槔、林生所以告也。文選薄責、免罪。

争水の事件であるが、黃文選の租田契約の内容に、水田の他のため池（水利権）の租佃も含まれていたことが明らかである。

(26) (本府) 一件、異變事〔V 35〕

審得。游元登之父應陵、佃族祭田一畝四分、日久逋租。應陵死、元登同母林氏、將前田盜賣林廷宇、得銀九兩三錢。族生員春沂不忍公田湮沒、自備銀贖回、仍供祭產。游生可謂好義敬祖者矣。乃元登唆母告爭、誠可痛恨。而中人蔡于田、明知之、而爲之作中、尤屬刁頑。若林廷宇堅稱交易、時不知姪祭產、猶屬可原。本田聽分出、與族衆供祭。元登杖、于田笞、各示儆。

\* V-21「一件、異變事。杖罪游元登」と同文。

族祭田の租佃である。この他にも族田（しばしば公田とも称されている）の租をめぐる係争は、数多く記録されている。

(27) (本府) 一件、欺君占殺事 陳贊告黃廷宥等〔V 57〕

審得。黃廷宥係陳贊佃戶、偶逋其租、以致輿詞。今廷宥償明其租、詞可息矣。廷宥罰穀三石。

欠租の告追であるが佃戸が完済して詞訟は解決した。しかしながら、佃戸は欠租の故に、三石の罰穀を課されている。

(28) (本府) 一件、誑騙事〔V 86〕

審得。陳須爲借黃鳳儀之銀十八兩、車仁甫爲中、以虛田爲質、而黃宗・黃鯨瀾又代之認虛佃、點虛租。此所以鳳儀所以有銀・業兩空之懼也。今須爲亦愿還矣。如有銀、則還銀。如無銀、則將後契之田抵還。後又有銀、則許取還此佃(田?)、而鳳儀可無調矣。車仁甫尚一作中騙錢、騙過中人錢六錢、追還須爲、仍與黃宗・鯨瀾答之。

(8)(12)と同じく、架空の田の売買(ここでは典売)による詐偽事件である。物件のレアリティを作り出すために、架空の佃戸(虚佃)が偽りの租佃契を出している。中人に対して買主から中人銭が支払われている。

(29) (本府) 一件、蠱國盜業事〔V 87〕

審得。歐陽生春有田二畝六分。原佃張文武另墾關一段。文武轉佃於江德益。德益又轉於池子奇矣。又九畝三分四厘、另佃王士孝。歐生原產、未嘗有不明處。止緣另墾一段、稍艷其心、遂有此告。今歐生查告息、可謂不遠不復矣。德益・士孝各罰穀一石、以存主佃之分。

生員歐陽春の田二畝六分の佃戸は張文武であったが、江德益、さらに池子奇へと、おそらくは地主歐陽春の同意を得ることなく、佃戸相互間で勝手に転佃された。この他に九畝三分四厘の土地があり、その佃戸は王子孝であった。これら二件の田の他に、張文武が自ら拓いた田が一枚あり、歐陽春はそれをも侵占しようとして詞訟を興した

のである。結局取下げることによって、解決したが、彼が生員でなかったら笞杖の刑、少くとも罰穀は免れ得なかつたであらうと思われる。注目すべきことに「主佃之分」が説かれ、二人の佃戸が罰穀を課されている。その語句は見えずとも、前掲(4)の如きも、かゝる身分法上の慣習的な理念がその根底にあったと考えられる。主佃の分については別稿を予定しているが、とりあえず、重田徳71・高橋芳郎78を参照されたい。

(30) (本府) 一件、黒滅事〔V 91〕

審得。黃生胤文、向有山在仙游、佃與陳樊禹、年納租六石。嗣後禹有開墾爲田矣。黃生懇丈量起租、而禹愿年加租六石、則地方之呈稱、丈過六畝九分不虛。而樊禹向之欺隱可知。已經和息、姑罰禹穀三石。

佃戸陳陳樊禹は地主黃胤文の山を開いて造田したが、現実の面積よりも六畝九分少く報告していたらしい。和息(和解)が為されたが、佃戸は罰穀三石を課されている。

(31) 本府 一起、慘冤妻命事〔V 103〕

審得。王廷緒與林君節、以争田根起釁、各毒其妻、以思晝賴。君節妻不幸而死、出自君節自毒、於人何尤。縣審詳且確矣。但廷亦曾毒妻、其初惡念一般。而廷緒詭稱亦毒死、則君節必不敢肆其晝賴、可知。除縣斷廷緒指銀二兩外、君

節原因不能贖其四兩六錢之田根、方有此事。則必田聽君節贖、而爭可長杜矣。着君節量償一兩六錢、廷縉即退佃與之。其三兩免給主、蓋因憐其妻死故也。此亦法外之仁耳。已經縣擬、各免罪。

新佃戸林君節は承佃のために旧佃戸王廷縉に田根を払わねばならなかったが、その額四兩六錢を支払えず、争いとなった。双方とも相手を陥れるために、自らの妻に毒を与えて相手の投毒を云う図頼を企てた。林君節の妻はそれで死んでしまった。双方ともに図頼したためであろうか、「法外之仁」で罪せられず、田根の買い取り額から三兩が減ぜられている。

(32) 本府 一起、急救民命事〔V 108〕

審得。葉天麟之父葉序二、原佃方家田一畝八分、載田根七兩。序二於萬曆十六年、兌佃與易興一、得銀一兩四錢。今天麟欲贖回田根、興一不允。雖興一所告天麟假宦幹索詐之情、証者係興一女壻、不可盡信。而贖於四十年之前、且欲恃強贖回、其起釁蓋可罪矣。但田根與田不同、兌典又與絕賣不同。且七兩之根、不可以一兩四錢盡之。姑聽天麟贖回、但須加價一倍、所以服興一之心、杜取贖之端也。葉十二幫天麟強贖、答之。天麟姑免究。

田根の「兌」は「兌典」、つまり典売とその回贖をめぐる係争である。田根はまた絶売もされる場合のあることが示されている。四十年も前に典売された田根が、強引と非難されつつも、(一)絶売では無く、(二)田土そのものの売買

とは異なるとの理由で、贖回を認められた。地主方氏は売買から係争に到るまで、全く関係していない。ここから、田根とは元來押租であるが、地主とはほとんど無關係に売買・典質される一種の物權となつてゐることが推定される。

63 軍門一起、救命事〔V16〕

審得。羅孟會佃德化翁正道田十六畝、孟會屢違其租、懼翁告理、遂將田私兌之曾伯倫、得田根銀十五兩。孟會不告之主、而私兌其佃、罪固莫辭。然伯倫既出田根、便當佃種、着其仍就翁批佃。此事之極小、而最直截易了者也。何致伯倫兩控、控於本院耶。蓋正道以福唐人、竄居德化、放債取利、致富數萬金。崑一交結官府、串通衙役、鄉民側目、而無奈何久矣。姻家黃大進・薛一僕・翁添、皆羽翼也。既被孟會通租、復被伯倫接佃、彼富人鎔銖必計、而且遭此事。正欲以此立威、以爲諸佃背主之戒、不特睚眦之怨己者。自計錢神威力、足以重罪。伯倫遂告之於守巡道、時署縣黃縣官、已罪會及倫矣。而并罪其弟若子者族、復禁繫其三人。有承發書手陳朝者、又勒騙其賍銀、據宋玄稱、付銀伍兩也。嗟嗟、婁子蓋不勝呼天攘地情。而況伯倫屬仙之西鄉人、彼鄉人素多健訟、此倫之所以一控也。倫控而翁益怒、告按院、批德化縣、復令大進告按院、批泉州府。自是而繫於獄者益嚴、而張其吻者益毒、此倫之所以再控、而前院批吊詞於卑職也。彼此互提、文移絡繹、幾逾二載、而正道已天殫之矣。道之子桂英襲父業、充遼生矣。時職提之亟、該縣乃令翁曾取息、且令陰陽官方日照押立誓於城隍廟、欲一和糊塗了事。而桂英・陳朝・薛一等、終匿不解。職再四提之、而不解如故。因而益延本案、恐重職稽遲之戾、遂先讞其情形如此、而諸奸窟穴蒙蔽、抗提經年、此亦憲法所必討也。

羅孟會應杖決、翁添・黃大進應杖贖。大進與詞幫惡、仍請憲批、加責重儆。桂英・陳朝・薛一三犯、蕪卑館爲隔屬、特邑令以藏身、仍請憲批、就府嚴提。另結單中諸款、正道已死、姑置勿論、合先取供。

巡撫にまで及んだ大訴訟となったが、本来の争点は地主翁正道の許可を得ることなく、佃戸羅孟會が欠租の告追を懼れて、曾伯倫に「田根」を典売し、耕作権を譲ったことであつた。新佃戸曾伯倫が田根を買つた時点で、地主翁氏に租佃契を立てれば問題は無かつたとされている（つまり翁氏は拒否できない）。翁氏が執拗に詞訟を続けたのは、欠租・「私兌」をくりかえす佃戸達を抑えつけるみせしめ、という意図があつた。曾伯倫の処分は不明であるが、羅孟會は、おそらくは欠租と私兌（勝手な典売）の故に、杖刑を受けている。

(34) 本府 一件、霸逆劫變事 答罪吳欽七〔VI 39〕

審得。吳鳴都之弟鳴堯、借陳生敦典銀、二契共銀三十兩。還過三兩四錢、鳴堯寫田根三畝一分、作銀二十六兩六錢。鳴都欲爲弟贖出此田、照契與之二十六兩六錢。其七錢之利、出於何名、致生茲釁、免追。吳欽七作中挑鬪、答之。覆審得。吳鳴都所欠陳敦典之銀、各中俱未見付還、仍照舊追給此案。

借銀の抵当として田根が引き渡されているが、金額では無く面積で表現されている。ここでも一個の物権としての佃權たる田根が存在しているかに見える。



35 本府 一件、盜獻事 答罪林邦奮〔VI 61〕

審得。載生貞吉、其先宦請佃海蕩田地。蓋有年矣。向係林邦奮之父君進承佃、君進故、邦奮即將田二畝盜賣彭生員。其實皆石田也。雖得之、亦無租利。在彭生訴詞、亦稱邦奮一田兩賣、是亦明知爲載生業矣。在彭生只宜向邦奮問其私賣之故、與夙業三載生無與也。審其中、唆訟有人、姑不深究。彭生縣帖未足爲據、其田應還載生管業。邦奮薄答之、以爲佃人之背主者戒。

海辺の官佃を請佃した郷紳載氏は、それを林氏に承佃させた。請佃とは云っても事実上載氏の所有物と看做されていることは明白である。佃戸林邦奮はこれを彭氏に盗売した（或いは海蕩からの實際の造田者はこの佃戸林氏であったかも知れない）。載氏の所有権が確認されたが、林邦奮の答刑には、主佃之分が投影しているように思われる。

36 本府 一件、制騙勢害事 杖罪李會卿等〔VI 67〕

審得。李會卿有祖遺祭田、向佃之周三孫。及三孫負租、轉佃之許振一。是振一已出佃價與三孫、則此佃應屬振一佃矣。乃會卿又因振一不馴田主、遂令許孟義耕種、所以振一不甘而許告也。周三孫既退佃、而復興詞、應杖以爲好訟者戒。會卿既受振一之佃、復欲求之、則必還振一之佃價、然後可。乃突令孟義耕之、是一田兩佃矣。并杖之。

明らかに佃権が売買されており、それは「佃價」と呼ばれている。新佃戸許振一に佃價を還すことなく更佃した地主は、「一田兩佃」を惹起したとして、杖刑に処せられている。佃戸許振一は必ずしも地主に馴良で無かつたにも拘らず、その点は考慮されずに、地主の非法として処理された。

(37) 本縣詞 一件、霸占曠命事 婦郭氏狀、令男李宗華告黃元思〔VII 27〕

審得。黃生獻臣祖父有屯田數段、向佃與陳良尊。後良尊身故、無有工力佃此多田、將七畝九分、兌田與黃元思之父宗盛、已就田主批佃矣。乃良尊之媳郭氏、復欲得此佃種、詢之田主黃生。云、郭氏之子宗華亦佃有另田十餘畝、若再益之田、恐工力不加、後將逋租。是此佃、惟田主爲政、田主不欲與之、斯已矣。仍着黃元思佃種、但不許逋租致田主有言也。再查、屯田原無田根、彼此俱可接佃。宗華之告、誠爲得已。而元思之竟不認原初接佃、陳氏亦爲負心。各罰一石。

耕作能力を欠いたが故に租佃の権利を「兌」|| 典売した陳氏（その媳婦郭氏の連れ子と思われる李宗華）は、その贖回を考え、地主黃氏に相談した。この兌田は地主に通知され、新佃戸黃宗盛は地主黃氏に佃契を出していたのである。地主は耕作能力の不安から、贖回して再び租佃させることを拒んだ。これに対して、郭氏・李宗華は訴えたが、佃戸の選択は全て地主の自由とされた。屯田の故に田根の存在せぬこともその理由の一つであろう。

## 69 (莆田縣) 一起、欺官減祀事〔VII 45〕

審得。前莆田景孫、於万曆十八年、以周誥退出海隸一段、又田八畝、查係無碍、送陳僕射公父子、爲祠田。蓋僕射公著積、宋時史冊爛焉。垂之不朽、以官田充祭產、亦前縣守土之職、而敬賢永功之心也。時佃戶林道積已當官認佃、自此至今、田爲陳田、佃爲陳佃矣。乃奸僧宏英・宏教、冒認以爲寺產、而道積之子林成字、又利田屬於寺便於拖租、串合暹計、告田歸寺。夫陳田係洪字四十三号、又洪字一百四十七号、坐方尾洋落。其數八畝、非僧告之四畝六分也。且戶収在廂二畝十冬陳公田下、年納租每畝八分、非寺產戶也。奸僧奸佃、無法無天、陳公有靈、其宥之乎。合仍陳生偉續等管業、於二畝十冬下納粮。宏英・宏教、詐指官物爲己物。且指祠產爲寺產、戎之首也。應重責宏英答之、宏教枷号。林成字・林湖南、佃於陳宅四十年矣。且利僧賄、改認於寺、何毫無主佃之分・香火之情哉。罪之魁也。應重責。成字杖之、湖南答之。仍着成字退佃、着陳生另覓人佃種。

陳氏の祠田(官田と知縣が充てたもの)の佃戶林成字は、僧侶と結んでその田を寺田であるとした。しかしこの田は(元来官田であるからか)、所有権のみならず、佃權も陳氏に属しており(田根が無い)。林氏には何等の權利も無い。林成字等は四十年間も陳氏の佃戶でありながら、地主に背いて田の帰屬をこまかしたことで以て、「主佃之分」に戻るものとされ、杖刑に処され、退佃させられている。史料中の「冬」とは、莆田縣における甲の呼稱である(三木聰氏の教示による)。田土は所有者の居住地の里甲に収められて、そこで納税されている。

## 69 (莆田縣) 一起、爲奸謀獻害事 蘇氏告諭爾禮等〔VII 53〕

審得。蘇氏姑・媳双寡、竟有闔分田三畝六分。有郎伯喙爾禮者、賭蕩不肖、將自己闔分之田、蕩費無餘、又將寡孀之  
三畝六分、串奸中黃紫寰・黎愛山・陳沖台即老哥・陳龍渠、及奸佃傅仰波、爲鬼爲蜮、盜賣與方鄉宦、得銀五十二兩。  
而紫寰亦各瓜分。去年早租、遂成方家所收、寡孀含冤又何依。爾禮之獸心禽行、不必言。紫寰等之罪、可勝誅哉。今  
斷。三畝六分之田、永屬蘇氏管業收租、方貴不許藉口其郎伯已賣、強收租。違者重治。爾禮子泰子收倉。並押惡棍  
仰波・沖台、一仝尋覓、爾禮出日、照契中銀、償還方宦。紫寰等侵分、俟爾禮親供嚴追。紫寰・仰波・愛山・沖台・  
龍渠各杖、爾禮照提。假契塗抹附卷。

田の盜売であり、佃戸もそれに加担していた。不当に得た銀の返還（追徴）を喙爾禮は課されたが、その完済まで  
の保証に、息子泰子が收倉されている。

(40) (莆田縣) 一審、林妹告柯鳴有等欺孤減業事〔VII 59〕

審得。柯鳴有兄弟一家、共佃林妹家田。該租七十二石、鳴有應租一十二石九斗、鳴球應租六石、其他鳴璉等各有分佃  
也。鳴有・鳴球藉口田被崩衝、一則欲退租七十斤、一則欲退三十八斤。妹恐各佃乘風、故有此告。今着二佃照前還  
租、七十二石之數、固有在也。鳴有罰穀二石、鳴球罰穀壹石、各備賑。

水災による田土の被害を理由に佃租（定額租）の減額を申出た佃戸柯氏兄弟は、他の佃戸への波及を恐れた地主林

氏に訴えられ、減額は全く認められず、罰穀を課された。

(41) 縣詞 一起、減照抗家事 生員周吉・僧性哲等 工司行〔VII 65〕

審得。周生吉、原佃管僧性哲之寺田。蓋當時有開墾之勞、莆例名爲夫工、仔租應周收、而僧每畝止得一石、不足納糧、以致寺糧多逋。吳縣審、每畝或增二斗、或增三斗。周之寺田七畝、除正租七石外、以三斗計之、應加二石一斗矣。今以二斗計之、以一石四斗還僧。較之當時、亦已饒矣。乃佃戶郭萬五・黃時澤、乘生員之告、及詭稱周與僧退租二石於佃人、以補田之荒。及查合同、并無此說。二佃刁頑若此、萬五罰穀二石、時澤罰穀一石、仍各薄責示儆。

寺の所有地を生員周吉が租佃し、開墾して田とした。直接の耕作者(佃戸)は郭萬五と黃時沢である。莆田の例として、租佃して開墾することを夫工と呼び、正租を周氏から寺に納入する他に、周氏は佃戸から仔租を収めていた。毎畝一石という正租額は税糧納入に足りず(元來は官田又は屯田か。畝当一石という額は、税糧としては余りにも高すぎるが、佃租としては充分に考えられる)毎畝三斗の増額が行われた。その値上げをめぐって寺と周氏の間に争訟があり、結局は二斗に落着いた。この争訟に乗じて、佃戸は退租に減租の取決めがあったと申立てたが、根拠無しとして斥けられた。

(42) (晉江縣) 一起、勢豪打死男命事 依威力主使人毆打致死、以主使之人爲首律。絞。犯人一名、周汝問〔IX 58〕

前件。看得。周汝問一粟監豪奴、敢抗官斷、而索私租、至囑跪喝穆、繼以疊毆黃孫仔、一命斃於五日。汝問怙主勢而殺村民、其何辭於一抵。最可異者、替身質對、賄伴隱傷、經七檢、歷十年、而後成獄、則錢神之靈也。苟非推勘到底、兇奴不幾脫網乎。伏候裁奪。

地主（監生）の紀綱による収租で、私的暴力が行使され、佃戸の人命が失われた。紀綱の方は賄賂をふんだんに使って事件を湮滅しようとしたらしい。

(43) (閩縣) 一起、人命事 依鬪毆殺人律、絞、監候會審。犯人一名、薛二〔X27〕

前件。該本館看得。薛二勸吳一拒加租、而林一實耽々於佃、唆螭蚌之爭、收漁人之利者也。一拒稍抗、而田主兇威勃勃莫遏。林一又從而佐之、一拒所以即日告殞也。如此情景、最是直截。乃招中欲入林一、元謀遂增出、一拒語言激怒、林一惡言相交、商謀同二毆打一段。若是則似薛二絕無爭、爭之者一也。當光逞兇者、宜在一、不在二矣。於是合以林一之久逃、於是合以屍親之初詞。似應抵一拒者、亦在一、不在二矣。今詳府官之審、則不然也。加租不從、二實下手、一但助之矣。原招一番葛藤、俱應洗刷。且歷審有怒碎其批一節、或在二毆之前、或在二毆之後、亦應究明叙及伏候裁奪。

\* XI—25 (福州・塩運司) と同文である。

地主薛二は佃戸吳一拒に佃租の増額を認めさせようとしたが拒否された。原審は薛二が吳一拒を殺した下手人と認

定していたのに対して、邢彪佳の判は、林一は自らが佃種することをかねてより望んでおり、地主に加担して吳一拒に暴力を振り、死に至らしめたとするものである。

(4) (海澄縣) 一起、父命事 絞罪犯人一名、陳時迓〔XII 159〕

看得。陳時迓謀佃不得、所尤當在田主、顧移怒于其佃高孤貴、率弟毆之。一時鈹棍亂加、頭顱心脅、寸骨寸傷、閔聲未絕、而孤貴蚤已作挺下鬼矣。下手獨重、傷的証嚴、不此囚抵、而誰誘哉。

租佃を希望して認められなかった陳時迓は、その田の租佃者高孤貴をくわの柄で乱打し、死に至らしめた。或いは原の所有者、若しくは佃戸であったかと思われる。

(45) (邵武縣) 一起、活活打死人命事 依鬪毆殺人、不問手足・他物・金刃律、絞罪。今改擬杖罪、未轉詳。犯人一名、鄧麟〔XII 64〕

前件、看得。鄧大儒以愚駿不知世事之豎子、席父厚貲、而歸其經理之權於狼僕。縱鄧麟之加租而不問、冥驛而不知、擒佃人於家而不能禁、毆佃人於室而不能解。而且屍親之族姓、得以搬搶之、挾仇之、孝孫得以混指之、及其一逃・再匿、種種皆愚駿不知世事之徵也。而威力安在哉。是則儒其受制縛於豪奴者耳、非能使豪奴制縛也。儒其聽主使於豪奴者耳、非能即主使豪奴也。當江禾尚等朱墩之叢、毆於大儒、漠然無干。即非後之擒於儒家、毆於儒室、以譖虎魚肉。

一弱佃、儘足奪其二綫之生、又何待於十六七歲之幼主、方爲之指縱而後發哉。四宛之手足交加叱咤、惟命而獨以腎囊一踢、歸之大儒。固無怪、證者之不認、而以糊模還之當場也。起釁者麟、先發者麟、下手獨重者亦麟、一踢之傷、麟已口口截去連淵、一命其有抵矣。脫此黃口、無令主代奴死、此真法之平也。

租額を増額しようとして、佃戸を自宅に監禁し、それを殴打して死に至らしめた科で、初めは地主鄧大儒が告発された。邢彪佳は、十六・七才の地主にそれは不可能であり、その豪奴（紀綱之僕）の行爲と断定している。前掲と同様に、公権力の強制力に依存せず、自らの暴力で佃戸を服従させる地主が依然として存在することが示されている。なお佃農の拘禁には、「駅」の力を借りたかに見える。言うまでも無く、明清時代の駅の機能の一つは、徒刑の執行機関であった（たとえば呂坤『実政録』10獄政、駅犯の条参照）。北京・第一歴史档案馆蔵『順治朝題本』貪汚類一〇三三号には、山東・禹城県の劉普駅駅丞が、服役中に窃盗を働いた二人の駅犯を庇護し、「地方」を拘して責板し、他を犯人とする呈詞を作成させた例が見られる。縣城を離れたところでは、租佃関係に関しても、暴力装置としての駅が利用されたことがあったと考えられる（濱島83）。

46 本館 一件、恤災救民事〔XV61〕

有田有租、膏有通例。因旱禾少、就田均分、亦事之可行者。但因而壞膏、取租原額、將來益藉口挨延錢糧矣。姑准立案。旱災による佃租税糧の減免を行ふべきか否かについての判断である。この通例は慣習・慣行の意であろう。



(47) 仙游縣 一件、叛案殺命事 周燠告李德彰〔XV 227〕  
李德彰承佃而逋人之租、贖田而措人之價、何其刁橫。乃爾依擬、與鄭珍三分別杖・笞、田價照斷追給。餘如照取實收領。狀繳。

欠租が、回贖の田価の不払いと併せて、杖刑の対象となっている。以下の(48)(49)の二件も逋租をめぐる案件である。

(48) 王知事 一件、二命事〔XV 274〕

許汝輝索逋租、不宜争及佃戸之兄方明卿、而明卿輒以妻命誣之、無賴甚矣。依擬分別決懲、取實收繳。

(49) 王知事 一件、盜賣屠業事〔XV 275〕

陳其求承佃既賣之產、復逋其租。依擬、與同逋之黃繩高等、答贖發落。林廷選等亦不過逋欠細事、劉朝選一詞而牽連十一人。是倚詞訟、爲索詐之謀、善課子母者、當如是哉。廷選等免提、無違朝選谿壑。餘如照實收領、狀繳。

50 鄭照磨 一件、貪併屠兄事〔XV 280〕

胡國清産已久賣劉一叔侄、劉一轉賣仕玉、國清爲之作中、與詞何爲。依擬、與増租之田主任玉、分別杖・笞、決贖發落、取實收繳。

胡國清は所有地を売って佃戸となったが、新地主仕玉の増租に対して、改めて不服を訴えたのであろう。それは斥けられ杖刑に処されているが、同時に、勝手に増租しようとした仕玉も笞刑を受けている。知事・照磨あるいは経歴など、府の首領官による審理がこの第十四冊には数多く収載されている。おそらくは正官（知府）・佐貳官（同知）・属官（通判・推官）による正式の判決の以前にこれらの首領官によって擬議が為されており、これはそれに対する推官祁彪佳の批文かと思われる。前掲(1)でも、知府は照磨に調べさせている。